

平成26～30年度 伊勢崎市橋梁定期点検結果概要

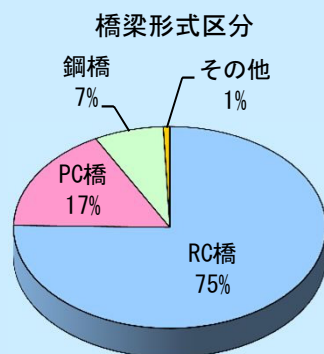
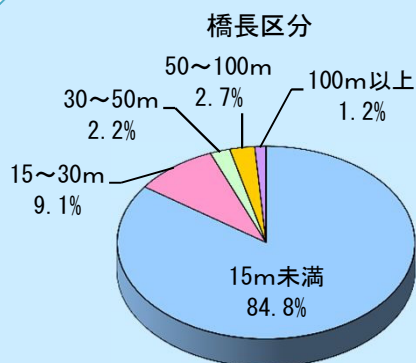
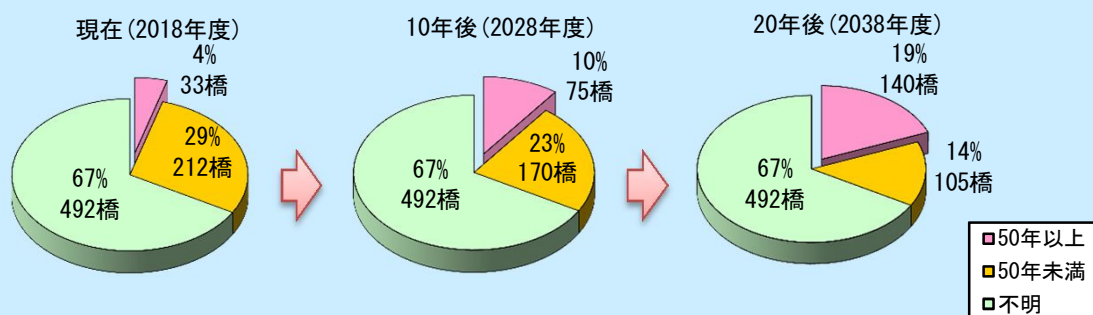
1. 背景

高度経済成長期に整備された多くの橋梁が、近い将来に更新時期を迎えようとしています。

供用から50年以上経過している橋梁は、現在（2019年3月現在）約4%ですが、20年後には約19%に達します。

今後は老朽化した橋梁の維持管理費や更新費の増大が予想され、予防的な修繕および計画的な架け替えによりコスト縮減を図る「予防保全型」による効率的な維持管理が求められています。

供用年50年以上の橋梁割合の推移（管理橋：737橋）



2. 橋梁点検の目的

橋梁点検は、伊勢崎市が管理する橋梁の現状を把握し、安全性や耐久性に影響する損傷の早期発見を行い、橋梁を健全な状態に保全することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保することを目的とします。

さらに、定期点検結果を基に予防的な修繕および計画的な架け替えを行い、長寿命化修繕計画を策定し、効率的な維持管理を行っていきます。

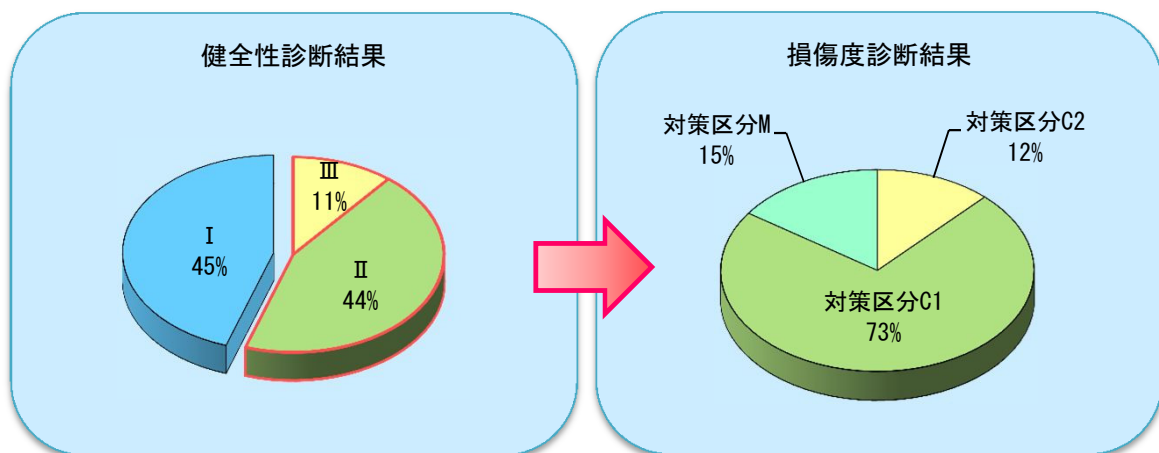
3. 橋梁点検結果の概要

橋梁点検は「群馬県橋梁点検要領」(平成29年3月, 群馬県)および「道路橋定期点検要領」(平成26年6月, 国土交通省道路局)に基づき実施しました。

健全性の診断結果では、道路橋の機能に影響があり早期に措置を講ずべき状態(Ⅲ)が11%、道路橋の機能に支障が生じていないが予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(Ⅱ)が44%、道路橋の機能に影響がない状態(Ⅰ)が45%となりました。

また、措置が必要な橋梁について対策区別に分類すると、橋梁構造の安全性の観点から速やかに補修等を行う必要がある橋梁(対策区分C2)が12%、予防保全の観点から速やかに補修等を行う必要がある橋梁(対策区分C1)が73%、維持工事に対応する必要がある橋梁(対策区分M)が15%となりました。

さらに、損傷度診断結果では対策区分Cの損傷を部位別に見ると、路面が全体の約30%、主桁および床版等が全体の約30%、支承が全体の約20%を占め、対策区分Mの損傷を部位別に見ると路面が多く割合を占めました。



対策区分と診断区分の対応表		
群馬県 対策区分の判定区分		国交省 健全性の診断区分
記号	内容	記号と内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。	IV(緊急措置段階)
E2	その他、緊急対応の必要がある。	
C2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	Ⅲ(早期措置段階)
C1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	Ⅱ(予防保全段階)
M	維持工事に対応する必要がある。	
B	状況に応じて補修等を行う必要がある。	Ⅰ(健全)
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修等を行う必要がない。	

